

## 事例 7(音声) (適切な事例・音声機能喪失)

- ・音声機能喪失の具体例は、無喉頭、喉頭部外傷による喪失、発声筋麻痺による音声機能の喪失などが示されている。
- ・音声機能喪失の具体的な原因、現症を記入すること。

### [解説]

参考となる経過・現症の「喉頭気管分離術を施行した」により音声機能の器質的障害が判断できるため、音声機能喪失(3級)が妥当である。

### [都の基準]

「音声機能又は言語機能の喪失」(3級)とは、音声を全く発することができないか、発声しても言語機能を喪失したものをいう。

なお、この「喪失」には、先天性のものも含まれる。

具体的な例は次のとおりである。

- ア 音声機能喪失—無喉頭、喉頭部外傷による喪失、発声筋麻痺による音声機能の喪失
- イ 言語機能喪失—乳幼児期に発生した高度難聴にともない言語機能を獲得できなかったもの、失語症

第2号様式(第3条関係)

身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡機能、 <b>音声</b> 言語又はそしゃく機能障害用) 総括表	
氏名 ○○○○	平成3年 6月 19日生 <b>男</b> 女
住所 ○○○○○○○○	
① 障害名(部位を明記) <b>音声・言語機能障害</b>	
② 原因となった 疾病・外傷名	<b>進行性神経変性疾患</b> 外傷・自然災害 <b>疾病</b> 先天性・その他( )
③ 疾病・外傷発生年月日 <b>不 明</b> 年 月 日	
④ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。) <b>中学生の頃より、歩行障害、嚥下困難感出現、徐々に進行 誤嚥性肺炎を繰り返し、平成30年に胃瘻を造設 唾液の誤嚥も多くなり、令和3年10月12日に喉頭気管分離術を施行した。</b>  障害固定又は障害確定(推定) <b>令和 3年 10月 12日</b>	
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入)  <b>音声・言語機能喪失によるコミュニケーション障害を認める。</b>  [将来再認定 要(軽度化・重度化)・ <b>不要</b> ] [再認定の時期 1年後・3年後・5年後]	
⑥ その他参考となる合併症状 <b>四肢の機能障害</b>	
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。〒○○○○○-○○○○ <b>令和 3年10月20日</b> ○○○区○○○○○○○○ ○○○病院 病院又は診療所の名称 電話○○(○○○○)○○○○ 所 在 地 診 療 担 当 科 名 <b>耳鼻咽喉科</b> 医師氏名 ○○○○ <b>印</b>	
身体障害者福祉法第15条第3項の意見	
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に <b>該当する</b> ・該当しない。	障害程度等級についての参考意見  <b>3</b> 級相当
注 1 口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく障害に関しては、 <b>咬合異常</b> による歯科矯正が必要であるか否かなどについて、歯科医師による診断書・意見書を添付してください。 2 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせする場合があります。	

(日本産業規格A列4番)

第4号様式（第3条関係）

3 音声・言語機能障害の状況及び所見

(1) 発声の状況

**喉頭気管分離術により、喉頭の発声器官としての機能は喪失している。**

(2) 意思そ通の程度

ア 発声はあるが、ほとんど肉親との会話の用をなさない。

イ 肉親との会話は可能であるが、他人には通じない（診断の際応答が不能である。）。

ウ 日常の会話が可能であるが、不明瞭で不便がある。

**発声は、不可能である。**

4 そしゃく機能障害の状況及び障害の程度

(1) 障害の状況

ア 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるそしゃく機能障害

イ 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの

ウ 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

エ 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

オ その他

[ ]

(2) 障害の程度

ア そしゃく・嚥下機能の障害の程度

(ア) 経口摂取ができないため、経管栄養を用いている（そしゃく機能の喪失3級）。

(イ) 経口摂取のみでは十分に栄養摂取できないため、経管栄養を併用している（そしゃく機能の著しい障害4級）。

(ウ) 開口できないため又は誤嚥の危険が大きいため摂取できる食物の内容又は摂取方法に著しい制限がある（そしゃく機能の著しい障害4級）。

(エ) その他

[ ]

## 事例 8(言語)

### (不適切な事例・知的障害の影響)

音声・言語機能障害は意志疎通の程度が認定のポイントになるが、知的障害などの要因を除いても、なおかつ音声・言語機能に関する器質的障害があるために意志疎通に障害が生じているということについて、詳細にその内容を記載すること。

#### 〔解説〕

参考となる経過・現症及び総合所見から、知的障害が原因と思われるため、言語機能障害非該当が妥当である。

#### 〔都の基準〕

##### 1 「音声機能又は言語機能の著しい障害」(4級)について

音声又は言語機能の障害のため、音声、言語のみを用いて意思を疎通することが困難なものをいう。具体的な例は次のとおりである。

ア 喉頭の障害又は形態異常によるもの

イ 構音器官の障害又は形態異常によるもの(唇顎口蓋裂の後遺症によるものを含む。)

ウ 中枢性疾患によるもの

##### 2 意思疎通困難の程度について

音声又は言語の障害の基準は、意思を疎通することが困難な度合によるが、具体的には以下の程度をもって判断することとする。

ア 「喪失」とは、発声はあるが、ほとんど肉親との会話の用をなさない場合、又は「手話」、「筆談」等でしか意思の疎通が図れない場合を言う。⇒3級

イ 「著しい障害」とは、肉親との会話は可能であるが、他人には通じない場合を言う。⇒4級

ウ 日常の会話が可能であれば、不明瞭で不便がある場合でも、障害とは認められない。⇒非該当

第2号様式(第3条関係)

身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡機能、音声・**言語**又はそしゃく機能障害用) 総括表

氏名 ○○○○	昭和50年 2月 19日生	<b>男</b> 女
住所 ○○○○○○○○		
① 障害名(部位を明記) <b>音声・言語機能障害</b>		
② 原因となった 疾病・外傷名	<b>不明</b>	外傷・自然災害・疾病 先天性・その他( )
③ 疾病・外傷発生年月日	<b>不明</b>	年 月 日
④ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)		
<p><b>知的障害あり、言語の理解・表出に発達の遅れあり。</b></p> <p style="text-align: right;">障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日</p>		
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入)		
<p><b>簡単な言語は理解するが、難しい文章は理解できない。発語も身近な物品の名称のみである。</b></p> <p style="text-align: right;">[将来再認定 要(軽度化・重度化)・<b>不要</b>] [再認定の時期 1年後・3年後・5年後]</p>		
⑥ その他参考となる合併症状 <b>知的障害あり</b>		
<p>上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。〒○○○○-○○○○  <b>令和3年 8月 1日</b> ○○○区○○○○○○○○ ○○病院          病院又は診療所の名称 電話○○(○○○○)○○○○          所在地          診療担当科名 <b>耳鼻咽喉科</b> 医師氏名 ○○○○ <b>印</b></p>		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に <b>該当する。</b> ・該当しない。	障害程度等級についての参考意見 <p style="text-align: right;"><b>4</b> 級相当</p>	

注 1 口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく障害に関しては、**咬合異常**による歯科矯正が必要であるか否かなどについて、歯科医師による診断書・意見書を添付してください。

2 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせする場合があります。

(日本産業規格A列4番)

第4号様式（第3条関係）

3 音声・言語機能障害の状況及び所見

(1) 発声の状況

**簡単な単語の発声、理解は可能。**

(2) 意思そ通の程度

ア 発声はあるが、ほとんど肉親との会話の用をなさない。

イ 肉親との会話は可能であるが、他人には通じない（診断の際応答が不能である。）。  
ウ 日常の会話が可能であるが、不明瞭で不便がある。

4 そしゃく機能障害の状況及び障害の程度

(1) 障害の状況

ア 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるそしゃく機能障害

イ 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの

ウ 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

エ 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

オ その他

[ ]

(2) 障害の程度

ア そしゃく・嚥下機能の障害の程度

(ア) 経口摂取ができないため、経管栄養を用いている（そしゃく機能の喪失3級）。

(イ) 経口摂取のみでは十分に栄養摂取できないため、経管栄養を併用している（そしゃく機能の著しい障害4級）。

(ウ) 開口できないため又は誤嚥の危険が大きいため摂取できる食物の内容又は摂取方法に著しい制限がある（そしゃく機能の著しい障害4級）。

(エ) その他

[ ]